

令和4年度山梨県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度山梨県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。以下同じ。）又は大学等（大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校をいう。以下同じ。）（以下「中小企業等」という。）において職域での新型コロナウイルスワクチン接種（以下「職域接種」という。）を行うことで、市町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象事業、基準額、対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知別紙）の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表第2欄に規定する基準額と第3欄に規定する対象経費の実支出額のうちいずれか少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 次条第1項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならな

い。

(交付申請書及び実績報告書の提出)

第5条 この補助金の交付を受けようとする中小企業等は、山梨県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に関係書類等を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前条第2項ただし書により補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした事業実施主体は、前項の山梨県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金交付申請書及び実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

3 前項の場合において、事業実施主体は、当該消費税等仕入控除税額が明らかにならないときは、その状況等について、令和6年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項に定める書類の提出があった場合は、これを審査の上、適当と認められるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、山梨県新型コロナウイルスワクチン職域接種促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)を申請者に通知する。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、精算払とする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、次の各号に掲げる場合には、第6条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反した場合
- (3) 交付の対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関する補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30

万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- 4 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

（書類の保管）

第10条 補助金に係る関係書類は、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（その他必要な事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年11月17日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、廃止とする。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域追加接種のうち、中小企業が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業が指定した場所に出張して実施するもの</p> <p>(2) 大学等の職域追加接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもののうち、大学等が接種を委託した外部の医療機関が、大学等が指定した場所に出張して実施するもの</p>	<p>接種回数×1,500円</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>10/10</p>

備考

- 1 上記の職域追加接種とは、令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場で実施した職域接種のことをいう。
- 2 補助対象期間は、令和3年11月17日から令和5年3月31日までとする。